

境港市戸籍情報システム及び戸籍附票システム
の標準化に伴う情報提供依頼（RFI）
実施要領

令和7年（2025年）10月

境港市市民課

1 実施趣旨

令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、地方公共団体は対象の業務システムについて、国の定める標準仕様に準拠したシステム（以下「標準準拠システム」という。）を利用することが義務付けられました。

境港市（以下、「本市」という。）においては、戸籍情報システム及び戸籍附票システム（付随するシステムを含む）を令和8年度末までに標準準拠システムへ移行させることを目指しています。

本件は、実施可能事業者の有無や移行スケジュール等を把握するため、情報提供依頼（RFI）を行うものです。

2 基本方針

以下の基本方針を基に、令和8年度に新規システムの導入を行うものとします。

(1) 標準仕様書への準拠

標準仕様書名

- ・戸籍情報システム
- ・戸籍附票システム
- ・人口動態調査事務システム
- ・火葬等許可事務システム

※戸籍情報システムには民刑業務も含めるものとします。

(2) 地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書への準拠

(3) クラウド環境

本市が準備する環境（ガバメントクラウド）を基本とするが、その他のクラウド環境に構築することを妨げるものではありません。

(4) 高いセキュリティレベルの確保

(5) コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付サービスによる交付

地方公共団体情報システム機構が提供する証明書等自動交付サービス（コンビニ交付）に接続し、戸籍情報システム及び戸籍附票システムに係る証明書等が交付できるものとします。

3 現行システムの概要

戸籍情報システム・戸籍附票システム

開発業者：富士通Japan（株）

保守業者：（株）鳥取県情報センター

パッケージ／開発：パッケージ製品（MICJET戸籍）

4 本市基礎情報

人口	32,116人	令和7年8月31日現在
世帯数	15,540世帯	
現行クライアント数	本庁4台	
現行プリンタ数	本庁2台	
現在戸籍数	21,770戸籍	令和7年6月11日現在
除籍・改製原戸籍数	28,307戸籍	
平成改製原戸籍数	16,866戸籍	
平成改製原附票数	16,866戸籍	
年間事件数	1,660件	令和4～6年度の平均

5 実施期間

令和7年10月2日（木）から10月16日（木）正午まで

6 依頼事項

- ・導入実績
- ・想定される構築スケジュール
- ・その他提案事項
- ・見積額の提示（現段階において可能な範囲で金額を提示）
- ・提供する戸籍情報システム及び戸籍附票システムのパッケージの概要

7 提出方法

(1) 提出資料

以下の提出資料を提出先へ電子メールにより提出してください。

- ・【様式1】回答書
- ・任意様式による資料（見積書、システムの概要資料を含む）

電子メールの件名：【標準化戸籍 RFI】回答書_会社名

○提出期限

令和7年10月16日（木）正午

(2) 質問事項

質問事項がある場合は、以下の質問書を質問宛先へ電子メールにより提出してください。

・【様式2】質問書

電子メールの件名：【標準化戸籍RFI】質問_会社名

○提出期限

令和7年10月8日(水) 正午

※回答は、令和7年10月9日(木) 正午までに、本市公式ホームページにおいて掲載します。

URL:<https://www.city.sakaimito.lg.jp/index.php?view=119116>

(3) 提出先・質問宛先

境港市役所 市民課市民係

電話：0859-47-1033

Mail：shimin@city.sakaimito.lg.jp

8 情報提供依頼に関する留意事項

- (1) 本情報提供依頼（R F I）の実施をもって、本市が調達を行なうことを約束したり、回答者に特別の地位を約束したりするものではありません。また、情報提供を行わなかった事業者に対し、将来的に不利益な取扱いが生ずることもありません。
- (2) 資料を提出された回答者に対し、必要に応じて、後日ヒアリングの実施、追加資料の提供を依頼する場合があります。
- (3) 回答いただいた内容については、今後、システムの調達仕様書等に反映する場合があります。
- (4) 本情報提供依頼（R F I）に参加するための一切の経費は、全て回答者の負担とします。
- (5) 提出された資料については、本目的のために本市組織内で利用させていただきますが、回答者に断りなく組織外への提供はいたしません。
ただし、見積書並びに提供する戸籍情報システム及び戸籍附票システムのパッケージの概要資料は、本市の令和8年度予算要求の資料として使用することがあります。
- (6) 本情報提供依頼書に記載した内容は、作成日現在で本市が把握・想定している情報等に基づくもので、変更される可能性があります。不明点について確認が必要な場合は、電子メールにてお問合せください。
- (7) 本市から提示した本情報提供依頼（R F I）に関する資料を、本情報提供依頼（R F I）以外の目的で使用することを禁止します。